



栃木県公報

令和6(2024)年
8月6日(火)
第527号

目次

告示

○予定保安林	619
○土地改良区定款変更の認可	620
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧	620

公告

○令和6(2024)年度採石業務管理者試験の実施	620
選挙管理委員会	
○政治資金規正法に基づく政治団体の設立の訂正の公表	622

告示

栃木県告示第407号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6(2024)年8月6日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町健武字山中436、446、450、454、455、458から462まで、464から467まで、468-1、468-2、469、470、472-2、544-3、544-6、544-9、544-15

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

佐野市豊代町字大久保1582、1591

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保1582（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第408号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6(2024)年8月6日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
小山用水土地改良区	令和6(2024)年7月24日

栃木県告示第409号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和6(2024)年8月6日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
小山用水土地改良区	小山用水地区土地改良（維持管理）事業	令和6(2024)年8月7日から同年9月4日まで	令和6(2024)年9月19日	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○令和6(2024)年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項に規定する採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

令和6(2024)年8月6日

栃木県知事 福田 富一

- 試験日時
令和6(2024)年10月11日（金）
午前10時から正午まで（120分）
- 試験場所

栃木県庁本館6階・大会議室1
宇都宮市塙田1丁目1番20号

3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 受験手続

(1) 書面による場合

ア 受験願書及び添付書類

採石法施行規則第8条の9の規定による受験願書1部、写真2葉（縦6cm、横4cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。）

イ 受験手数料

栃木県収入証紙8,100円分（受験願書に貼ること。）

ウ 願書提出先

栃木県産業労働観光部工業振興課鉱政担当（本館6階）

〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 電話028(623)3197

（封書前面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書すること。）

(2) 栃木県電子申請システムによる場合

ア 申請方法

栃木県電子申請システム「令和6年度採石業務管理者試験」の申請フォームに必要事項を入力し、顔写真の画像データをアップロードの上、受験申込申請をすること。

なお、アップロードする画像データは、以下のとおりとする。

・縦横比3：2の正面上半身像で、受験願書提出日前6月以内に撮影したもの

・当該画像データのファイル名を、次の規則により付すこと

「撮影年月日（西暦、半角数字8桁）＋氏名（半角英小文字）」

（例）撮影日 令和6年9月2日、氏名 栃木太郎 の場合、20240902tochigitarou

・ファイルサイズは10MB以下、ファイル形式は「JPG (.jpg)」、「JPEG (.jpeg)」又は「PNG (.png)」のいずれかとする。

イ 受験手数料

栃木県から「栃木県採石業務管理者試験願書の受理について」と件名に記載されたメールが届いた後、利用可能な電子納付の方法を選択して8,100円を納付すること。

(3) 願書受付期間

令和6(2024)年9月2日(月)から同月18日(水)までの間とする。なお、郵送により提出する場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

(4) 受験資格

特になし

(5) 合格者の発表

ア 合格発表の日時

令和6(2024)年10月31日(木)午前10時

イ 合格発表の場所

合格者の受験番号を県庁屋外掲示場及び栃木県産業労働観光部工業振興課のホームページにて公表する。

ウ 合格証の交付

合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。

エ 試験結果の開示

(ア) 開示内容

個人の科目別得点及び総合得点

(イ) 開示方法

受験票により本人であることを確認後、栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当において受験者本人に開示する。

(ウ) 開示期間

合格発表日から令和6(2024)年12月6日(金)までの間とする。ただし、県の休日を除く午前9時から午後5時までの間とする。

(6) その他

受験願書は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付けるとともに、工業振興課のホームページに掲載する。

なお、受験願書の郵送を希望する場合は、表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱記した封筒に、84円分の切手を貼った返信用封筒(送付先住所及び氏名を明記すること。)を同封の上、請求すること。

(工業振興課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出について、小川わたる政策研究会から訂正の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づく政治団体の設立の告示(令和6(2024)年6月14日栃木県選挙管理委員会告示第17号)の一部を次のとおり訂正する。

令和6(2024)年8月6日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

(国会議員関係政治団体に該当しない政党以外の政治団体) 表中

小川わたる政策研究会	小川 亘	岡本 孝行	栃木県小山市若木町1-19-24	令和6(2024)年6月6日	を に改める。
小川わたる政策研究会	小川 亘	岡本 考行	栃木県小山市若木町1-19-24	令和6(2024)年6月6日	